

中部運輸局における令和3年度地域公共交通計画評価に関する実施方針

令和3年10月28日

中部運輸局交通政策部

1. 目的

この実施方針は、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（平成26年総務省告示・国土交通省告示第1号。以下「基本方針」という。）二1（5）に定める、地方公共団体が国土交通大臣に送付した評価（以下単に「評価」という。）の結果に係る国土交通大臣からの助言の実施について中部運輸局において必要な事項を定めることを目的とする。

2. 第三者評価委員会による評価の実施

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第7条の2第2項に基づき中部運輸局管内の地方公共団体から送付された地域公共交通計画の評価結果について、基本方針二1（5）に定める助言の要否及びその内容を検討するため、有識者等からなる第三者評価委員会を設置して審議を行うこととする。

3. 審議の対象とする評価結果

審議の対象とする評価結果は、以下の（1）から（3）のいずれかに該当するものが行った評価結果のうち、令和2年11月27日から令和4年1月21日までの間に国土交通大臣に送付されたものとする。

- （1）自らが実施する評価に対する審議を求める地方公共団体
- （2）評価委員が評価に対する審議を実施することが必要と認める地方公共団体
- （3）その他中部運輸局が評価に対する審議を必要と認める地方公共団体

4. 第三者評価委員会資料の提出

中部運輸局は、3.（1）～（3）に該当する地方公共団体に対し、第三者評価委員会資料を作成し、提出することを依頼するものとする。

なお、資料の報告期限は別途通知するものとし、その作成方法は別に定める「第三者評価委員会資料（中部様式）作成の手引き」によるものとする。

5. 第三者評価委員会への出席について

中部運輸局は、4. の依頼に応じて、第三者評価委員会資料を提出した地方公共団体に対し、第三者評価委員会への出席を求めることとする。第三者評価委員会の審議は、第三者評価委員会資料によって行うものとする。

6. 第三者評価委員会における評価結果の送付について

中部運輸局は、地方公共団体に対して第三者評価委員会における審議結果を踏まえて必要に応じて助言を行うものとする。

7. その他

- (1) 地方公共団体における評価等の実施にあたっては、以下のガイドライン及び資料等を参考とすること。また、評価等の実施にあたっては、協議会等で議論を行うこと。
 - ・「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き [入門編] 第2版」(令和3年3月)
(<https://www.mlit.go.jp/common/001393083.pdf>)
 - ・「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き [詳細編] 第2版」(令和3年3月)
(<https://www.mlit.go.jp/common/001393084.pdf>)
- (2) 第三者評価委員会の出席対象となる地方公共団体、第三者評価委員会資料、その他、第三者評価委員会当日の議事録等は、第三者評価委員会の評価結果とともに中部運輸局ホームページ等により公開することとする。地方公共団体においても、ホームページ等による公開に努めること。
- (3) 第三者評価委員会の評価結果は、地方公共団体において次年度以降の計画等に反映するよう努めること。